

平成19年10月3日
経済産業省

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸入禁止）について

経済産業省は、藤遠貿易株式会社及び株式会社フジオカ産業による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、本日、同法第53条第2項に基づき、藤遠貿易株式会社に対して輸入禁止3ヶ月、株式会社フジオカ産業に対して輸入禁止1ヶ月の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

1. 行政処分について

処分対象者 : 藤遠貿易株式会社
輸入禁止対象貨物 : あさり
輸入禁止対象原産地又は船積地 : 全地域
輸入禁止期間 : 平成19年10月6日から平成20年1月5日
(3ヶ月)

処分対象者 : 株式会社フジオカ産業
輸入禁止対象貨物 : あさり
輸入禁止対象原産地又は船積地 : 全地域
輸入期禁止期間 : 平成19年10月6日から平成19年11月5日
(1ヶ月)

輸入禁止は、商社など第三者を介して輸入を行うことも含む。

2. 事件の概要

藤遠貿易(株)は、平成19年2月6日及び23日に、北朝鮮を原産地及び船積地とする活あさを経済産業大臣の承認を受けることなく輸入した。

(株)フジオカ産業は、平成19年3月8日に、北朝鮮を原産地及び船積地とする活あさを経済産業大臣の承認を受けることなく輸入しようとした。

(参考1) 北朝鮮に対する我が国独自の経済制裁の一環として、北朝鮮からの全面輸入禁止措置を実施している。

(参考2) 上記の外為法違反事件に関しては、平成19年8月2日山口地裁下関支部において判決があった。

(判決) 藤遠貿易㈱ : 罰金1,500万円
 ㈱フジオカ産業 : 罰金50万円
 藤遠貿易㈱代表取締役 : 懲役1年10ヶ月 (執行猶予3年)
 藤遠貿易㈱取締役 : 懲役2年 (執行猶予3年)
 藤遠貿易㈱取締役 : 懲役1年10ヶ月 (執行猶予3年)

(参考3) 藤遠貿易㈱の概要

代表取締役 : 藤岡 登
所在地 : 山口県山陽小野田市
資本金 : 10百万円

(参考4) ㈱フジオカ産業の概要

代表取締役 : 藤岡 好雄
所在地 : 山口県山陽小野田市
資本金 : 10百万円

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

担当者 : 酒匂、佐藤、田村

電話 : 03-3501-1511 (内線 3241~3245)

03-3501-0538 (直通)